



島根県報

平成25年 4 月 26 日 (金)

号外 第 8 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第321号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考	
		区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員			延 長
県 道	溝口伯太線	安来市伯太町東母里238 番1地先から同町母里 465番1地まで	前	メートル 3.50～ 30.20	メートル 570.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	市道移管 終点変更
			後	0.00	0.00		

島根県告示第322号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市木次町宇谷92番2地先から同214番2地先まで	メートル 660.00	平成25年 4月26日	雲南県土整備事務所	